1.計画策定の背景

1-1計画策定の背景

昨今、震災や大型台風などで倒壊した電柱によって、道路が閉塞され避難や救助活動に支障が生じる事態が多数発生しています。

そのため、災害時における都市防災機能の強化を目的とした、無電柱化整備の必要性が高まっています。

また、林立する電柱により歩行者や車いす利用者の安全な通行が妨げられているほか、張り巡らされた電線により都市景観が損なわれています。

このような背景から、国は平成２８年１２月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下、無電柱化推進法）を施行し、国、地方公共団体及び関係事業者の責務等が規定されました。

その中で、地方公共団体においては無電柱化を計画的に推進するため、無電柱化推進計画を策定することが努力義務とされました。

その後、国においては平成３０年４月に無電柱化推進法に基づく「無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化の推進に関する施策を公表しました。

一方で、東京都においても、平成２９年９月に「東京都無電柱化推進条例」を施行、平成３０年３月に「東京都無電柱化計画」を策定・公表したほか、平成３１年３月には「無電柱化推進計画」の改定を行い、無電柱化を積極的に推進しています。

これらの背景を踏まえ、江東区においても無電柱化を計画的に推進し、災害に強く、安全で安心なまちづくりを実現するため、区道における無電柱化に関する基本的な方針や具体的な整備路線を定めた「江東区無電柱化推進計画」（以下、本計画）を策定します。

1-2無電柱化の必要性

(1)無電柱化の目的

無電柱化は、主に以下の３つの目的で実施されています。

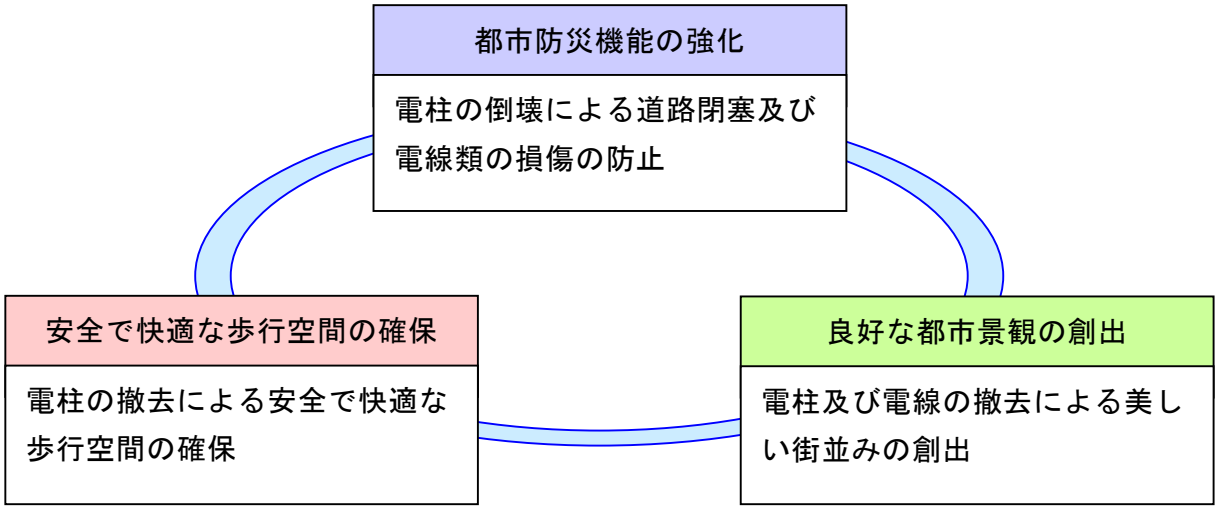

⑵ 都市防災機能の強化

台風や地震などの災害時に電柱が倒壊したり、電線が垂れ下がったりすることによる道路閉塞が発生し、災害時の緊急車両の通行や復旧活動の支障となっています。また、電線施設の損傷による停電の原因となっています。

無電柱化を行うことで災害における緊急車両の通行が円滑になり、復旧活動を迅速に行うことができます。

【災害時における電柱倒壊の状況】

出典：「国土交通省ホームページ」

【緊急車両の円滑な通行】

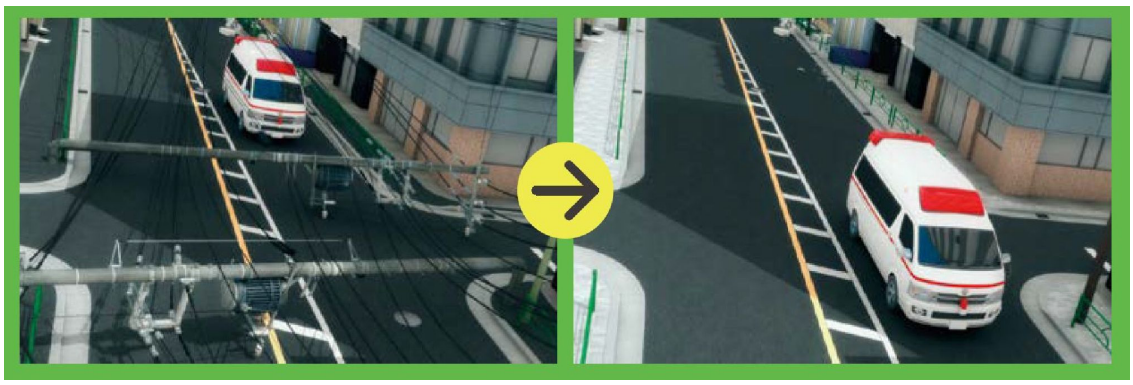

出典：「東京都建設局ホームページ」

⑶安全で快適な歩行空間の確保

林立する電柱により、歩行者やベビーカー、車いす利用者の通行が妨げられています。

無電柱化を行うことで歩行空間が確保され、歩行者が安全で快適に通行することができます。

【電柱による歩行空間阻害の状況】

出典：「国土交通省ホームページ」

【歩行空間の確保による安全で快適な通行】

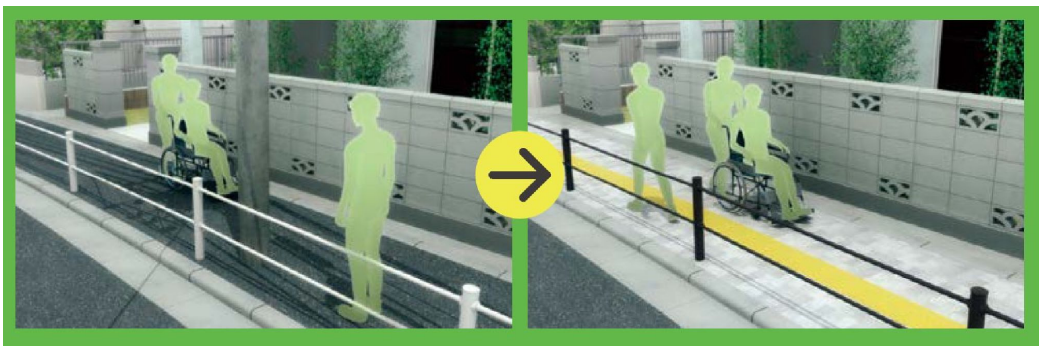

出典：「東京都建設局ホームページ」

(4) 良好な都市景観の創出

電柱や、上空にはりめぐらされた電線類により、美しい街並みが損なわれています。

無電柱化を行うことで視線を遮る電線類が撤去され、開放的で美しい街並みを創出することができます。

【電柱及び電線類による都市景観阻害の状況】

出典：「国土交通省ホームページ」

【美しい街並みの創出】

出典：「東京都建設局ホームページ」

1-3計画の位置付け

本計画は、無電柱化推進法第８条第２項において、策定が努力義務とされている「市町村無電柱化推進計画」に相当するもので、江東区における無電柱化事業推進に当たっての基本的な方針、期間、目標、施策などを定めるものです。また本計画は、上位計画である「江東区基本構想」に基づく「江東区長期計画」や「江東区都市計画マスタープラン」の基本理念のもと、他の関連計画との整合を図りつつ、無電柱化を計画的に推進するための方針や施策を示します。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画との関連性についても位置づけ、世界的な目標の達成にも貢献します。

江東区無電柱化推進計画の位置づけ

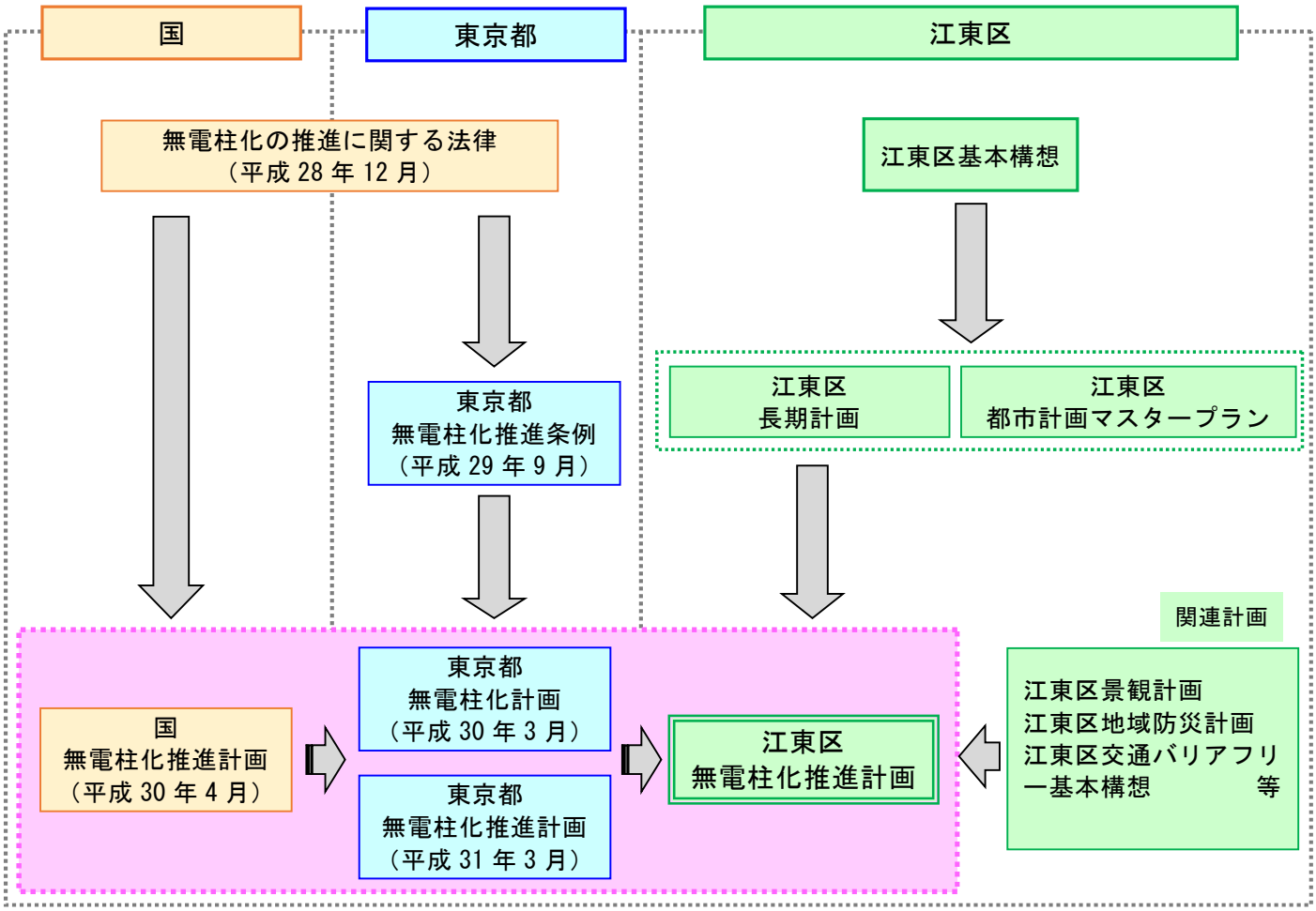

主に関連する SDGs の目標

道路の防災性向上の観点から無電柱化を推進します。